

地区計画方針の附図



S=1:2500

【地区計画の目標】

本地区は、行田市の産業拠点である富士見工業団地の北東部に隣接し、国道125号と国道125号バイパスの間に位置している。

本計画は、東北自動車道の羽生インターチェンジまで約9kmという良好な道路交通条件を生かし、産業系用途を集積した工業団地の形成を目標とする。

【土地利用に関する方針】

本地区は、既存の富士見工業団地と一体的な産業拠点として、全域を製造・物流系の土地利用とするとともに、緩衝緑地を配置することにより、周辺に広がる田園風景と調和した環境・景観の形成を図る。

【地区施設の整備の方針】

土地利用の方針に基づき、良好な製造・物流地区としての機能を確保するとともに、周辺の田園風景と調和した環境・景観の形成を図るため、公園及び調整池を整備し、外周部に緩衝緑地帯を配置する。

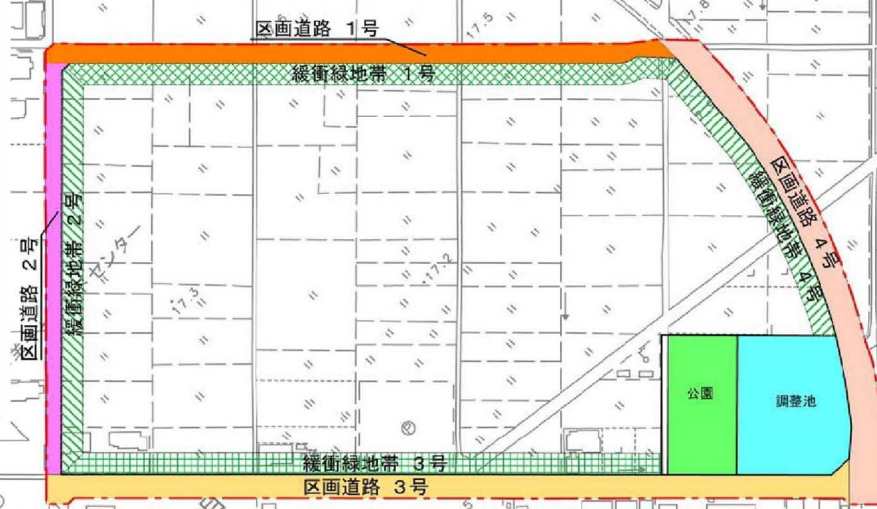
また、雨水排水については、調整池において流量を適切に調整したうえで、既設排水路に放流する。

なお、地区施設で定めた緩衝緑地帯のうち幅員1/2以上の部分については、成木時で4m以上となる在来種の樹木を植栽し、周辺の田畑の営農に配慮しつつ、高木植栽空間の維持・保全を図る。

【建築物等の整備の方針】

土地利用に関する方針に基づく良好な市街地を形成するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物の緑化率の最低限度、垣又は柵の構造の制限を定める。

【その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針】
循環型社会を目指した環境負荷の低減、延焼など災害リスクの低減を図るため、敷地内の緑化を推進するとともに、建築物の屋上緑化、壁面緑化等に努める。



凡 例		
地区計画及び 地区整備計画区域(面積: 約7.8ha)		
道路	区画道路1号 幅員 約9m 延長 約290m	
	区画道路2号 幅員 約6.5m 延長 約190m	
	区画道路3号 幅員 約12m 延長 約370m	
	区画道路4号 幅員 約12m~17m 延長 約240m	
公園	公園 (約2,110㎡)	
緑地	緩衝緑地帯1号 幅員 10.0m 面積 約2,800㎡	
	緩衝緑地帯2号 幅員 10.0m 面積 約1,830㎡	
	緩衝緑地帯3号 幅員 10.0m 面積 約2,740㎡	
	緩衝緑地帯4号 幅員 10.0m 面積 約1,430㎡	
公共空地	調整池 (約3,070㎡)	